

平成30年度第3回鳥取県食の安全推進会議

平成31年3月19日（火）
午前10時から正午まで
第34会議室（第2庁舎4階）

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）平成31年度鳥取県食品衛生監視指導計画（最終案）について

（2）その他

・改正食品衛生法に係る検討会とりまとめ案に関するパブリックコメントの実施について

4 閉 会

資料一覧

資料1 パブリックコメント結果

資料2 平成31年度鳥取県食品衛生監視指導計画（最終案）

資料3 食品衛生管理に関する技術検討会政省令に規定する事項の検討結果とりまとめ案

資料4 食品の営業規制に関する検討会とりまとめ案

その他 平成31年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（最終案）

(委員名簿)

職名	氏名	所属
食の安全推進委員	山口 剛士	学識経験者
食の安全推進委員	亀崎 幸子	学識経験者
食の安全推進委員	下根 鈴江	生産者(漁業)
食の安全推進委員	平野 浩	生産者(畜産業)
食の安全推進委員	山本 隆司	生産者(農業)
食の安全推進委員	有本 一弘	流通販売業者
食の安全推進委員	山崎 達郎	食品製造者
食の安全推進委員	岡原 政江	食品製造者
食の安全推進委員	浜江 隆二	消費者(団体)
食の安全推進委員	下岡 晃昌	消費者(団体)
食の安全推進委員	林 澄子	消費者
食の安全推進委員	佐藤 一美	消費者

(事務局)

生活環境部くらしの安心局長	小林 綾子
くらしの安心推進課 課長	坂口 貴志
〃 食の安全担当 課長補佐	木村 優子
〃 係長	瀧田 詳也
〃 衛生技師	花原 悠太郎

(オブザーバー)

鳥取市保健所生活安全課 課長	平木 尚一郎
----------------	--------

● 鳥取県食の安全推進会議とは

食品安全基本法及び食品衛生法の規定に基づき、食品に関わる様々な県民と対話（リスクコミュニケーション）を行い、得た情報を県の施策に反映させることを目的に設置された会議。

【食品安全基本法】

第 13 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当っては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

【食品衛生法】

第 64 条第 2 項 都道府県知事等は、第 24 条第 1 項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない。

パブリックコメントの実施結果について

平成31年3月19日
くらしの安心推進課

食品衛生法第24条に基づき、食品衛生監視指導計画を毎年度策定しています。このたび「平成31年度鳥取県食品衛生監視指導計画」の策定にあたり、地域の実情を勘案した計画となるようパブリックコメントを実施しましたので、結果を報告します。

1 実施方法

(1) 実施期間

平成31年2月15日（金）から3月8日（金）まで

(2) 募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱

2 応募結果

意見総数：11件（団体1組、個人2名）

3 主な意見と対応方針

別紙のとおり

4 今後のスケジュール

3月19日 鳥取県食の安全推進会議において最終案を検討
3月末 策定・公表

● 鳥取県食品衛生監視指導計画とは

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るもの。食品衛生法に基づき毎年度策定している。

【食品衛生法（抜粋）】

第24条 都道府県知事等は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県等食品衛生監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- 二 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 三 当該都道府県等と隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項
- 四 その他監視指導の実施のために必要な事項

3 都道府県等食品衛生監視指導計画は、当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない。

平成 31 年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）の昨年度からの変更点

- 1 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の改正に伴う所要の改正を行う。
 - (1) 食品衛生法の改正に伴う広域的食中毒発生時の広域連携協議会の活用を追記
 - (2) 食品群ごとの食品供給工程を通じた重点監視にジビエに関する事項等を追加

- 2 食品衛生法の改正に伴う所要の改正を行う。
 - (1) 重点監視事項に食品衛生法の改正の周知を追記
 - (2) HACCP義務化に対応するため、指導目的を「推進」から「導入支援」に変更

- 3 当県の食中毒発生状況に応じた所要の改正を行う。
 - (1) 重点監視事項にスイセン及びソラニンによる食中毒予防啓発を追記

- 4 収去計画（案）について
 - (1) 隔年実施の発酵乳・乳飲料・乳、漬物、食肉製品、魚介類加工品、はちみつを実施。
 - (2) 検査品目に果実酒を追加。
 - (3) 残留農薬の項目として、トマト、にんじんを実施。
 - (4) 佃煮及び煮豆・漂白野菜については検査項目から削除。